

保連発 0417 第 2 号  
令和 2 年 4 月 17 日

(別記) 御中

厚生労働省保険局  
医療介護連携政策課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について (改訂)

標記について、別添のとおり通知しておりますので、貴団体におかれましても適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導  
等における対応について（改訂）  
別記宛先

地方厚生（支）局

国民健康保険中央会

社会保険診療報酬支払基金

共済組合連盟

日本私立学校振興・共済事業団

地方公務員共済組合協議会

日本医師会

日本歯科医師会

結核予防会

全国労働衛生団体連合会

全日本病院協会

日本総合健診医学会

日本人間ドック学会

日本病院会

予防医学事業中央会

日本看護協会

日本栄養士会

保保発 0417 第 4 号  
保国発 0417 第 2 号  
保高発 0417 第 1 号  
保連発 0417 第 1 号  
令和 2 年 4 月 17 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
健康保険組合連合会  
共済組合所管課（室）

御中

厚生労働省保険局

保 険 課 長  
（ 公 印 省 略 ）  
国民健康保険課長  
（ 公 印 省 略 ）  
高 齢 者 医 療 課 長  
（ 公 印 省 略 ）  
医療介護連携政策課長  
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・  
特定保健指導等における対応について（改訂）

令和 2 年 4 月 7 日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言（別添 1）を行ったことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について」（令和 2 年 4 月 8 日付厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知）を発出し、特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査（以下「特定健康診査等」という。）並びにその他の保健事業の実施について周知徹底を依頼したところです。

昨日、新型コロナウイルス感染症対策本部長が、緊急事態宣言の区域変更（別添 2）を行い、全都道府県がその対象地域とされたことを受け、特定健康診査等並びにその他の保健事業の実施については、下記のとおりとしますので、別紙 Q & A も活用し、適切な対応及び貴管内の保険者等への改めての周知徹底をお願いします。

また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について」（令和2年4月8日付厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知）は廃止します。

なお、保険者努力支援制度、後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブの取扱いについては、令和2年3月31日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について（再注意喚起）」（以下「事務連絡」という。）において連絡しているとおり、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえて、関係者と調整しつつ検討することを予定しています。

## 記

- 1 特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、実施を控えること。

ただし、電話、電子メール等を活用して行う特定保健指導はこの限りでない。

- 2 特定健康診査等を実施しない旨を決定した保険者は、加入者に対し、実施しない旨の周知を行うこと。また、特に集合契約を結んでいる代表保険者においては、保険者協議会の仕組み等を活用して、契約の相手方である医療機関等の代表者や医療関係団体をはじめとする関係者に対し、緊急事態宣言の期間中、特定健康診査等を実施しないことを適切に周知すること。

- 3 特定健康診査等以外の保健事業については、少なくとも対面形式や集合形式等によるものは実施を控えることとし、それ以外の保健事業については実施時期、実施方法及び実施の可否について再検討した上で、感染防止に十分留意した上で実施すること。

なお、外出自粛により、高齢者を中心に生活が不活発になる等の健康影響が危惧されることから、感染防止に十分留意した上で、加入者に対して情報提供を行うなど各保険者等の柔軟な取組みにより、加入者の健康維持のための適切な支援を進めていただきたいこと。

以上

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（同法附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言した。

## 記

## 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日から 5 月 6 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

## 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

## 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県とすることにより区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

## 記

## 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月 16 日）から 5 月 6 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

## 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。

## 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。